

本橋プロジェクト

NO.10 2023年11月2日発行

JR 東海労働組合新幹線地本プロジェクト 発行責任者 齊藤孝紀

本橋さんファイティングポーズ貫く！ 直ちに東仕両に戻せ！

秋晴れの11月1日、東京地裁で本橋さん原告本人の証人尋問と、会社側の柴田人事課長（当時・現新横浜駅長）の証人尋問が行われました。東京車両所分会をはじめ多くの組合員・OBが傍聴する中で、本橋さんは自身のSEKへの出向は、全くの不当であることを鮮明に訴えました。一貫して同意していないこと、JR東海労とは労働協約もないこと、組織の弱体化を狙った不当労働行為であること。したがって車両所に戻すことを強く訴えました。また柴田証人に直接尋問し、車両所での面談の不当性を質しました。会社側の弁護士からの反対尋問では終始攻撃的な姿勢を貫きました。本橋さんに傍聴者から感嘆の声が上がりました。

他方、会社側の柴田証人は、民法第625条第1項「使用者は労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことはできない」を「知っている」と答えたものの都合の良い解釈にすり替えました。出向にも労働者の同意が原則として必要とする条文です。さらにわが弁護士の反対尋問には「いま突然言われてもわからない」を8回も繰り返して傍聴者から失笑を買いました。最高裁判所で確定した10件以上ある不当労働行為の一つも知らぬと答え、会社の都合の悪いことは一切知らぬという態度でした。裁判長からも「資料を見ないように」「答えてください」と注意される場面もありました。

集約集会では車両所長浜副分会長から本橋裁判ですでに成果を勝ち得ていると報告され、全体で確認しました。本橋さんからも力強い決意と感謝が述べられました。プロジェクト齊藤リーダーからさらに闘いを進めることを報告しました。

次回は最終弁論 1月24日13時30分510法廷